

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1-28
株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田 道夫

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

【ご来場自粛及び事前議決権行使のお願い】

本総会に関しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。また、議決権の行使につきましては、事前に書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月25日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。上記の主旨から、本総会においてはご出席の株主様へのお土産は廃止させていただき、事前の議決権行使にご協力いただいた方には2021年8月上旬を目途にクオカード（500円分）を郵送にて贈呈させていただきます。

【書面（議決権行使書）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

所定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、詳細につきましては5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【株主様へのお願い】

- ・感染拡大の状況等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませようお願いいたします。
- ・本年は、感染拡大防止のため、座席のご用意が例年より減少いたします。このため会場へご来場いただいても安全確保が可能な人数の上限になった際にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方にはご入場を

お断りする場合がございます。

- ・ご来場の株主様は、会場受付付近でのアルコール消毒へのご協力、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における議案の詳細な説明を短縮させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1-2 虎ノ門タワーズオフィス6階
カンファレンスルーム「Room No 7」
（末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
第 1 号 議 案 新設分割計画承認および新設会社株式譲渡契約承認の件
第 2 号 議 案 剰余金処分の件
第 3 号 議 案 定款一部変更の件
第 4 号 議 案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://faq.okwave.co.jp/?site_domain=ir）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月25日（金曜日）午後6時まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月25日（金曜日）午後6時まで

スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本臨時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2021年6月28日（月曜日）午前10時
（開場 午前9時30分）

場所 東京都港区虎ノ門四丁目1-28
虎ノ門タワーズオフィス6階
カンファレンスルーム「Room No7」

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2021年6月25日（金曜日）午後6時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）



2. 画面の案内に従って 賛否をご入力する

議案賛否方法の選択

第○回定時総会
開催日 ○○○年○月○日
株主番号 10000001
行使できる議決権の数 10個

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

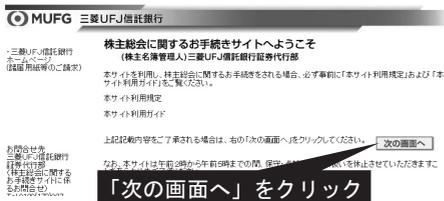
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…

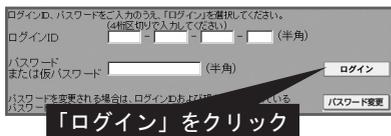
次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側)に記載された「ログインID」 及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード (確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に 関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認および新設会社株式譲渡契約承認の件

1. 新設分割および新設会社株式譲渡契約を行う理由

当社が2021年5月13日に公表した「ソリューション事業（一部除く）の譲渡に伴う会社分割（新設分割）及び新設会社の株式譲渡、剰余金の配当（特別配当）並びに臨時株主総会招集に関するお知らせ」に記載のとおり、2021年6月29日を効力発生日（予定）として、当社ソリューション事業（OKBIZ. for Community Support及びOKWAVE GRATICAを除く。以下、「承継対象事業」といいます。）に関する権利義務について、会社分割により新設する「株式会社PRAZNA」（プラズナ）（以下、「新設会社」といいます。）に承継（以下、「本会社分割」といいます。）させたいと存じます。

当社は、創業以来互いに助け合いをベースとし個人向けのQ&Aコミュニティ「OKWAVE」やFAQ製品サービスを展開してまいりました。近年ではさらなる発展のためフィンテック事業へ進出し、強化策の一環として、データ分析等を行う会社への投資及び暗号資産交換業者向けのサービス提供を行うための当該投資先のライセンス取得、暗号資産取引所を運営する会社の買収等、積極的な投資を行ってきました。

当社は、投資資金確保のため、2018年10月15日付「Palantir Technologies Inc. 株式の一部取得及び子会社（孫会社）の異動並びに第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第15回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、CVI Investments, Inc.（以下、「CVI」といいます。）を割当先とする第三者割当により、2018年11月9日に第1回新株予約権付社債を、また、2018年10月31日に第15回新株予約権をそれぞれ発行しました。また、2019年3月28日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第15回新株予約権の買入れ及び消却並びに第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第16回新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の株価水準の低下による上記第1回新株予約権付社債の償還義務の発生及び第15回新株予約権の行使が進まないリスクに対応するため、これらの買入れ及び消却を行うとともに、同じくCVIを割当先とする第三者割当により、2019年4月15日に、既存の証券の転換価額及び行使価額等の条件を当時の株価水準に沿って変更した第2回新株予約権付社債及び第16回新株予約権をそれぞれ発行しました。さらに、2020年5月29日付「第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付、リファイナンス）並びに第19回新株予約権（行使価額修正

条項付)及び第20回新株予約権(行使価額修正条項付、リファイナンス)の発行等に関するお知らせ)に記載のとおり、当社の株価水準の低下による上記第2回新株予約権付社債の償還義務の発生及び第16回新株予約権の行使が進まないリスクに対応するため、これらの買入れ及び消却を行うとともに、同じくCVIを割当先とする第三者割当により、2020年6月15日に、既存の証券の転換価額及び行使価額等の条件を当時の株価水準に沿って変更した第3回新株予約権付社債、第19回新株予約権及び第20回新株予約権(以下、「MSCB」といいます。)をそれぞれ発行しました。

MSCBによって調達した資金を活用して、暗号資産交換業者に向けたデータ分析会社への投資、当該ツールを活用するためのライセンスの取得、暗号資産交換事業者である株式会社LastRoots(現エクシア・デジタル・アセット株式会社)の買収等の事業活動資金として活用しましたが、暗号資産のハッキング事件が多発したこと等から、暗号資産市場の外部環境が変化し、当初予定した事業展開が実現せず、フィンテック事業における費用負担及び減損損失等により前期は多額の赤字計上となり、MSCB発行に伴う財務負担が重くのしかかることになりました。そこで前期より注力事業の絞り込み、不採算子会社の売却、全社的な費用削減等、事業の立て直しを図ってまいりました。しかしながら、これらの施策は一定程度の効果を上げてはいるものの、2021年2月12日に公表しましたとおり、現状のままでは今期も赤字を計上する見込みであり、財務面においては、株価下落等によるMSCBの償還リスクを抱えていることから、常時運転資金以外の手元資金を用意する必要が生じていることに加え、事業面においては、株価へのネガティブインパクトを回避する意図から費用先行となる投資に制約を受ける等、機動的な事業運営が行なえない状況に陥っておりました。これらの課題に対し、当社取締役会では財務に関する問題解決や企業価値向上に向け、当社のソリューション事業に関して、複数の会社と資本提携を含めたあらゆる可能性を模索しておりました。

このような中、主に自然言語処理、画像認識、機械学習/深層学習技術に関わるアルゴリズムソリューションを展開するPKSHA社が、当社のソリューション事業に関心があることが判明し、更に当時並行して交渉を行っていた複数の会社の中でソリューション事業との親和性が最も高く、当社にとっても妥当な条件であったことから、その後も継続して交渉を進めてまいりました。

本株式譲渡により、当社は課題であった財務基盤を強化し、譲渡資金を原資として事業の発展・加速に取り組んでまいります。譲渡対象となる新設会社につきましてはPKSHA社における機械学習・ディープラーニング技術等の豊富な知見を取り入れることで一層の発展を見込んでおります。当社は、本株式譲渡が当社の抱える課題解決に関して最善の選択肢であり、当社株主様の利益にかなうものと判断し、新設分割計画承認および新設会社株式譲渡契約承認の件につき、臨時株主総会にお諮りすることといたしました。

2. 新設分割計画書の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社オウケイウェイヴ（以下「甲」という。）は、分割により新たに設立する会社（以下「乙」という。）に対し、甲が営むOKBIZ. for Community Support及びOKWAVE GRATICAを除くソリューション事業（以下「対象事業」という。）に関して有する資産、負債及び契約その他の権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本会社分割」という。）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画書（以下「本新設分割計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

甲は、本新設分割計画に定めるところに従い、対象事業に関して有する権利義務を乙に承継させるものとする。

第2条（乙の定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙A「定款」記載のとおりとする。なお、本店の所在地は、東京都港区虎ノ門四丁目1-28とする。

第3条（乙の設立時取締役の氏名）

乙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

佐藤 哲也

第4条（乙に承継する権利義務）

1. 乙が、本会社分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙B「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。但し、承継対象権利義務のうち、その移転につき裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関又は自主規制機関からの許認可・承認等を要するものについては、当該許認可・承認等を取得の条件とする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法によるものとし、本会社分割の効力発生以後、甲は当該債務を負わないものとする。

第5条（本会社分割に際して交付する株式の数）

乙は、本会社分割に際して普通株式100株を発行し、そのすべてを前条第1項に定める権利義務の対価として甲に対して交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 資本金の額 | 金5,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 金5,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 金0円 |

第7条（乙の成立日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立日」という。）は、2021年6月29日とする。但し、甲は、本会社分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する対象事業について、別途合意する場合を除き、競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本新設分割計画の効力）

本新設分割計画は、乙の成立日までに、本会社分割の実行に必要とされる裁判所、監督官庁その他の司法機関・行政機関若しくは自主規制機関からの許認可・承認等が得られないとき、又は、次条の規定に従い本会社分割が中止されたときは、その効力を失うものとする。

第10条（本新設分割計画の変更）

本新設分割計画作成の日から乙の成立日までの間に、次のいずれかの事項が生じた場合は、甲は、本新設分割計画に定める分割の条件を変更し、又は本会社分割を中止することができる。

- (1) 甲の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合
- (2) 本会社分割及び本会社分割に付随する取引の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが見込まれる場合
- (3) 甲と合同会社桜坂2号との間の株式譲渡契約第4.1条及び第4.2条に規定する前提条件が2021年6月30日において、充足しないことが明らかとなった場合又は充足しないと合理的に見込まれる場合
- (4) 前3号のほか、本会社分割の目的の達成が困難となった場合

第11条（本新設分割計画に定めのない事項）

本新設分割計画に定める事項の他、本会社分割に関し必要な事項は、本新設分割計画の趣旨に従って、甲が決定する。

以上

2021年5月13日

東京都港区虎ノ門四丁目1-28
株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役 福田 道夫 印

別紙A 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社PRAZNAと称し、英文ではPRAZNA Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信業
- (2) ソフトウェア業
- (3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理
- (5) 各通信機器による顧客対応業務及びマーケティングリサーチ業務
- (6) インターネット等を利用した通信販売及び運用
- (7) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得することについて、株主又は株式取得者は、株主総会（但し、当社が取締役会設置会社となった場合には、取締役会とする。）の承認を受けなければならない。但し、当社の株式に係る担保権の実行

(法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。)に伴う担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による取得については、当会社の承認があったものとみなす。

第3章 株主総会

(招 集)

第8条 定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はある必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第9条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の1名が招集し、議長となる。但し、代表取締役を定めた場合には、代表取締役の1名が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、代理人により議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとにあらかじめ当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第13条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第14条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第15条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第16条 当社は、株主総会の決議により、代表取締役1名以上を定めることができる。
2. 当社は、株主総会の決議により、役付取締役1名以上を定めることができる。

(取締役の報酬等)

- 第17条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第18条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第19条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
3. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
4. 未払配当財産には利息を付さないものとする。

附則

(最初の事業年度)

- 第1条 第18条（事業年度）の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2021年9月30日までとする。

別紙B 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

本会社分割によって、乙が甲から承継する権利義務は、次に定めるとおりとする。

なお、承継する権利義務については、2020年12月31日現在の甲の貸借対照表の計算を基礎とし、これに乙の成立の日までの増減を加除した上で確定する。

1. 契約上の地位等（雇用契約を除く。）

甲を当事者として対象事業に関して締結された一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。また、対象事業と対象事業以外の事業に共通して適用される契約を含む。）に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

2. 資産

(1) 次に掲げるものを含む、対象事業に関してのみ有する一切の資産

(a) 流動資産（現預金、売掛金、前払費用、貸倒引当金）

(b) 固定資産（器具及び備品、特許権、商標権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定）

(2) 前号を含む本別紙における他の規定にかかわらず、次に掲げる資産については、承継対象権利義務に含まれないものとする。

(a) モビルス株式会社の株式

(b) 株式会社言語理解研究所の株式

3. 雇用契約

本会社分割の効力発生日において対象事業に主として従事する従業員と甲との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

3. 新設分割に係る割当ての内容の相当性に関する事項

本件分割に際して、新設会社は、普通株式を100株発行し、そのすべてを当社に対して割当交付することといたしました。分割会社は、本件分割に際して新設会社が発行するすべての普通株式を取得しますので、新設会社が新たに発行する普通株式の数は任意に決定できると解されるどころ、新設会社株式の効率的な管理等を考慮し、上記割当株式数が相当であるものと判断しております。

新設会社の資本金及び準備金等の額は次のとおりです。

- (1) 資本金： 金5,000,000円
- (2) 資本準備金： 金5,000,000円
- (3) 利益準備金： 金0円

以上は、本件分割により承継予定の資産及び負債の額並びに今後の事業活動等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であるものと判断しております。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 特定子会社の異動（2020年10月30日決定）

当社は、2020年10月30日に、当社の特定子会社である株式会社LastRootsの全保有株式をエクシア合同会社に譲渡いたしました。

(2) 投資有価証券の売却（2021年1月15日決定）

当社は、2021年1月15日から同年3月31日にかけて、当社グループ会社保有の上場株式有価証券1銘柄を、米国証券取引所における立会時間内取引により売却いたしました。

(3) 投資有価証券の売却（2021年2月5日決定）

当社は、2021年2月5日に、当社が保有するビート・ホールディングス・リミテッド（東証二部、証券コード：9399）の株式804,488株を、市場で売却することを決定いたしました。

(4) 新設会社の株式に係る株式譲渡契約の締結

当社は、2021年5月13日に、合同会社桜坂2号との間で、2021年6月30日を実行日として、新設会社の全株式を譲渡する旨の株式譲渡契約を締結いたしました。

(5) 特別損失の計上

当社は、AMLソリューションサービスとして、当社が無形固定資産として保有するテクニカルライセンスを利用した製品「OKWAVE JaNUS」を開発・販売していましたが、2021年6月30日をもって同サービスから撤退し、同製品についても提供を停止することとし、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、特別損失（減損損失）15億円を計上いたしました。

5. 新設会社株式譲渡契約の内容の概要

新設会社株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりです。概要の作成に当たっては、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しております。

当社は、新設会社株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件として、本株式譲渡の実行日（2021年6月30日又は当事者間で別途合意する日）をもって、当社が保有する新設会社の全ての株式を譲受会社に譲渡いたします。新設会社株式譲渡契約については、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会の承認が必要となるため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることが本株式譲渡の前提条件とされています。

1. 取引の内容	(1) 当事者 売主：当社 買主：譲受会社 (2) 譲渡対象株式 新設会社株式の全部 (3) 本株式譲渡の実行日 2021年6月30日又は当事者間で別途合意する日
2. 譲渡価格	70.9億円 但し、株式譲渡契約に定める本株式譲渡の実行後に作成する本株式譲渡の実行日時点の貸借対照表の調整負債項目を用いて価格調整を実施する。
3. 主要な前提条件	(1) 買主による本株式譲渡の実行に必要なとされる主要な前提条件 ① 本株式譲渡が新設会社の株主総会で承認されていること。 ② 売主の表明保証が、真実かつ正確であること。 ③ 売主が本株式譲渡の実行までに履行又は遵守すべき本株式譲渡契約上の義務を全て履行又は遵守していること。 ④ 本会社分割の効力が適法かつ有効に生じており、新設会社が適法かつ有効に設立されていること。 ⑤ 売主の臨時株主総会において、新設分割計画及び株式譲渡契約を承認する特別決議が適法かつ有効に取得されていること。

	<p>⑥ 全てのコア役職員（本株式譲渡契約の別紙において列挙されるマネージャー職以上の役員を指す。）が新設会社に在籍しており、退任又は退職の意向も示されておらず、その具体的なおそれもないこと。</p> <p>⑦ 本株式譲渡の実行日において、新設会社の役員及び従業員は、97人を上回らず、かつ86人を下回らないこと。</p> <p>⑧ 要承諾契約（本件分割及び本株式譲渡等につき相手方の承諾が必要となる契約を指す。）の相手方からの書面による承諾又は同意が取得されていること。</p> <p>⑨ TSA（移行期間サービス提供契約）等が締結されていること。</p> <p>⑩ 新設会社、対象事業、国内外の市場環境等に重大な悪影響を及ぼす事由が存在しないこと。</p> <p>⑪ 本株式譲渡契約において企図されている行為等を禁止、差止、又は妨げる司法・行政機関等の判断等が効力を有しておらず、これらに係る申立て、提起等が行われておらず、かつ、そのおそれがないこと。</p> <p>(2) 売主による本株式譲渡の実行に必要なとされる主要な前提条件</p> <p>① 買主の表明保証が、真実かつ正確であること。</p> <p>② 買主が本株式譲渡の実行までに履行又は遵守すべき本株式譲渡契約上の義務を全て履行又は遵守していること。</p> <p>③ 売主の臨時株主総会において、新設分割計画及び株式譲渡契約を承認する特別決議が適法かつ有効に取得されていること。</p> <p>④ 本株式譲渡契約において企図されている行為等を禁止、差止、又は妨げる司法・行政機関等の判断等が効力を有しておらず、これらに係る申立て、提起等が行われておらず、かつ、そのおそれがないこと。</p>
--	--

<p>4. 表明保証</p>	<p>(1) 売主の表明保証の項目： (売主に関する事項) 適法な設立、有効な存続及び権利能力、売主における譲渡手続の完全な履行、執行可能性、本契約締結による違反の不存在、売主に係る倒産手続等の不存在、許認可等の取得、反社会的勢力との関係の不存在、株式の保有、株主権等 (対象事業及び新設会社に関する事項) 適法な設立、有効な存続及び権利能力、株式数等、潜在株式、本会社分割、本株式譲渡契約締結による違反の不存在、許認可等の取得、子会社等、財務諸表、資産等、公租公課、許認可等、法令遵守、労働関係、訴訟その他紛争の不存在、新設会社に係る倒産手続等の不存在、契約等、環境、保険、反社会的勢力との関係の不存在、製品及びサービス、アドバイザー報酬、情報開示等</p> <p>(2) 買主の表明保証の項目： 適法な設立、有効な存続及び権利能力、買主における譲渡手続の完全な履行、執行可能性、本契約締結による違反の不存在、買主に係る倒産手続等の不存在、許認可等の取得、反社会的勢力との関係の不存在等</p>
<p>5. 主要な義務</p>	<p>(1) 売主の義務</p> <p>① 本株式譲渡実行前の義務（従前と同態様の業務執行、重要な資産の処分等における買主の事前承諾取得、新設会社の株主総会による譲渡承認、要承諾契約の相手方からの承諾取得、買主のローン契約締結等への協力、本会社分割及び本株式譲渡に係る法令等上必要な手続の実施、TSA等の締結、義務履行を証する書面等の交付、表明保証違反等に係る通知、情報提供、システム利用のための措置、ISO認証、台湾の商標の移転、対象事業以外との共通契約の相手方からの同意取得、保険加入等）</p> <p>② 本株式譲渡実行後の義務（競業禁止、勧誘禁止）</p> <p>(2) 買主の義務</p> <p>① 本株式譲渡実行前の義務（表明保証違反等に係る通知、義務履行を証する書面等の交付）</p>

	② 本株式譲渡実行後の義務（雇用条件の維持、健康保険への加入、役員に対する責任不追及、保険に係る立替金の返済）
6. 補償	<p>(1) 当事者は、本株式譲渡契約に基づく自らの義務の不履行又は表明及び保証の違反に起因又は関連して相手方当事者に損害等を被らせた場合は、当該相手方当事者に対して、相当因果関係の範囲内で生じた当該損害等を補償する義務を負う。</p> <p>(2) 補償期間：本株式譲渡の実行日から1.5年（一部の表明保証を除く。）</p> <p>(3) 補償上限：譲渡価格の17.5%（一部の表明保証を除く。）</p>
7. 解除	<p>本株式譲渡の実行までに限り、以下のいずれかに該当する場合には、本株式譲渡契約を解除することができる。</p> <p>① 表明保証違反があった場合</p> <p>② 本株式譲渡契約上の義務違反があった場合であって、かつ、義務違反の是正を求める書面による催告後2週間を経過する日までに当該違反が是正されない場合</p> <p>③ 2021年7月末日までに本株式譲渡の実行が行われない場合</p> <p>④ 相手方当事者に倒産手続き等の開始申立て又は開始がなされた場合</p> <p>⑤ 新設会社、対象事業等に重大な悪影響を及ぼす事由が発生又は判明した場合</p>

6. 新設会社株式譲渡契約に基づき当社が受領すべき対価の相当性に関する事項等

当社は、新設会社株式譲渡契約に従い、譲受会社から7,090百万円を受領する予定です（譲渡価額は、新設分割株式譲渡契約に定める本株式譲渡の実行後に作成する貸借対照表との差額をもって価格調整を実施することで、金額が変動する可能性があります）。

当社の収益の柱である事業の譲渡となることから、その重要性を鑑みて、当社から独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）、山本顕三氏（公認会計士、株式会社赤坂国際会計）の2名による特別委員会を設置し、①本件取引の目的の合理性の検討・検証（本株式譲渡が当社の企業価値の向上に資するか、譲渡対象事業の事業価値向上に資するか等）、②本件取引条件の妥当性の検討・検証（譲渡価額の公正性、妥当性等）、③本件取引条件等の決定手続の公正性の検討・検証（いわゆる公正性担保措置（あるいはそれに類似の措置）

の実施状況、利益相反回避措置・体制の確保状況等)の観点で審査をいただきました。特別委員会は、2021年4月16日より同年5月12日まで合計4回開催され、更にかかる検討にあたり当社プロジェクトチーム並びに当社取締役に対し上記諮問事項に関連し、合計2回のヒアリングを実施しました。その結果、本株式譲渡に係る意思決定が相当な経営判断である旨の意見書を受理しております。

7. 譲渡資産、負債の項目及び金額

譲渡する対象事業の資産の内容は、流動資産424百万円、無形固定資産138百万円及び有形固定資産60百万円です。また、譲渡する対象事業の負債はありません。

8. 譲渡の相手先の概要

(1)	名称	合同会社桜坂2号	
(2)	所在地	東京都文京区本郷二丁目35番10号本郷瀬川ビル4F	
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 株式会社PKSHA Technology 職務執行者 中田光哉	
(4)	事業内容	各種コンサルティング事業	
(5)	資本金	1百万円	
(6)	設立年月日	2021年5月12日	
(7)	大株主及び持分比率	株式会社PKSHA Technology 100%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

9. 譲渡する事業の経営成績

	対象事業 (a)	2020年6月期連結実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	2,094百万円	4,795百万円	43.7%
営業利益	844百万円	△926百万円	—

	対象事業 (a)	2021年6月期第3四半期連結実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	1,566百万円	1,655百万円	94.6%
営業利益	660百万円	△401百万円	—

※対象事業の営業利益は、承継対象事業の営業利益を切り出して記載しております。

第2号議案 剰余金処分の件

当社は利益還元につきましては、業績の推移や財務状況、将来の事業展開、投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討実施していくことを基本としながら、今後の事業展開等を勘案して実施していくことを基本方針としております。

今期は第1号議案に記載いたしました株式譲渡により2021年6月末時点の純資産は60億円前後が見込まれ、財務体質が安定します。今後は利益を上げる企業体質の構築が急務の課題であるという認識のもと、株主様にご納得頂けるよう継続的な株主還元を実現してまいりたいと考えております。つきましては、以下のとおり特別配当をいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、第1号議案「新設分割計画承認および新設会社株式譲渡契約承認の件」が原案通り承認可決されること、本株式譲渡が2021年6月30日に実行されること、及び当社の2021年6月30日を末日とする事業年度に係る計算書類について、会社計算規則第135条各号の要件を満たし、かつ、会社法の定めに従い当社取締役会において承認を受けることを条件とさせていただきたいと存じます。

1. 特別配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は351,921,390円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年8月12日（木曜日）といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条の事業目的を一部削除又は修正し、新たな事業目的を追加し、事業目的の順番を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 書籍、雑誌、技術情報等の編集及び出版業務</u> <u>2. 広告宣伝の企画、製作及び代理業</u> <u>3. 企業の販売促進の企画</u> <u>4. ソフトウェア業</u> <u>5. 情報制御機器、事務機器、文具の製造、輸入及び販売</u> <u>6. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u> <u>7. コンピュータによる教育機器の開発及び販売</u> <u>8. 有料職業紹介事業</u> <u>9. 労働者派遣事業</u> <u>10. テレビ番組、映画、演劇、演芸、スポーツ、音楽会等イベントの企画、製作及び興行の請負</u> <u>11. 放送事業</u> <u>12. 芸能人、音楽家、作詞家、作曲家の養成及びマネージメント業務</u> <u>13. 政治、経済、社会評論家及びスポーツ選手のマネージメント業務</u> <u>14. レコードの原盤、音楽著作物の企画、製作及び音楽著作権の管理業務</u> <u>15. レコード、録音テープ、ビデオテープ、マルチメディアソフトの販売、レンタル及び輸出入業</u> <u>16. キャラクターの企画、開発、デザインの販売</u> <u>17. 食料品、酒類、清涼飲料水、衣料品、日用品雑貨の販売及び輸出入業</u> <u>18. ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理</u> <u>19. インターネット等を利用した通信販売及びオークションの企画及び運営</u> <u>20. 映像、音楽等のコンテンツの企画、制作、販売及び配信</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p><u>1. (削除)</u> <u>5. 広告宣伝の企画、製作及び代理業</u> <u>6. 企業の販売促進の企画</u> <u>3. ソフトウェア業</u> <u>5. (削除)</u></p> <p><u>2. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u> <u>7. ～17. (削除)</u></p> <p><u>1. ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理</u> <u>10. インターネット等を利用した通信販売及びオークションの企画及び運営</u> <u>8. 各種コンテンツの企画、制作、販売及び配信</u></p>

現行定款	変更案
<p>21. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>22. 仮想通貨交換業</p> <p>23. 金融商品取引業及び金融商品取引業者が営むことができる業務</p> <p>24. 商品先物取引業及び商品先物取引業者が営むことができる業務</p> <p>25. 宅地建物取引業</p> <p>26. 電気通信事業</p> <p>27. 古物営業法に基づく古物の売買</p> <p>28. 各通信機器による顧客対応業務及びマーケティングリサーチ業務</p> <p>29. 各通信機器を利用した通信販売業務</p> <p>30. 通訳及び翻訳業</p> <p>31. セミナーの企画、運営及び実施</p> <p>32. 健康器具の輸入及び販売</p> <p>33. 医療情報を取り扱うシステム及び電子機器に関する企画、開発、製造、設計、運用、販売及び保守業</p> <p>34. 経営、市場調査、海外事業、マーケティングリサーチ及び仮想通貨に関するコンサルティング業務</p> <p>35. サーバーのリース業 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>36. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>21. ～25. (削除)</p> <p>4. 電気通信事業</p> <p>11. 古物営業法に基づく古物の売買</p> <p>9. インターネット等を利用した顧客対応業務及びマーケティングリサーチ業務</p> <p>29. (削除)</p> <p>12. 通訳及び翻訳業</p> <p>7. イベント、セミナーの企画、運営及び実施</p> <p>32. ～35. (削除)</p> <p>13. ブロックチェーン、暗号資産の開発及び関連する事業</p> <p>14. 各種事業、有価証券等への投資及び運用</p> <p>15. 前各号に付帯関連する一切の業務</p>

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役飯田俊彦氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、秦信行氏は飯田俊彦氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
はた のぶゆき 秦 信 行 (1949年1月5日生)	1974年4月 株式会社野村総合研究所 入社	1,600株
	1991年6月 株式会社日本合同ファイナンス(現ジャフコグループ株式会社) 出向	
	1995年4月 学校法人國學院大學 経済学部教授	
	1999年8月 スタンフォード大学 客員研究員	
	2005年4月 学校法人國學院大學 経済学部学部長	
	2006年9月 当社 監査役	
	2007年4月 学校法人國學院大學 理事	
	2010年6月 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター(現一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター) 理事(現任)	
	2013年6月 株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社) 監査役	
	2015年6月 株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社) 取締役(監査等委員)	
	2016年6月 ギークス株式会社 社外監査役(現任)	
	2019年4月 学校法人國學院大學名誉教授(現任)	
	2019年4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学特任教授(現任)	
	2019年7月 特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ代表理事(現任)	
2020年7月 Hmcomm株式会社社外取締役(現任)		
2021年4月 医療革新国際連携株式会社社外監査役(現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 秦信行氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 秦信行氏は社外監査役候補者であります。
4. 秦信行氏を社外監査役候補者とした理由は、当社の監査役を2006年9月から2018年9月に亘り務めており当社の監査業務を熟知していることに加え、上場企業を含む他企業における豊富な経験を活かし、当社グループにおける監査機能の実効性を高めていただけるものと判断したことです。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 秦信行氏は、本議案の承認決を前提に、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役候補者秦信行氏が監査役に就任した場合には、当社と同氏の間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円又は法令の規定する額のいずれか高い額となります。

7. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社役員賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容は、被保険者が負担することとなる当社監査役としての業務につき行った行為に起因する法律上の損害賠償金、争訟費用を補填するものです。候補者が監査役に就任した場合は、候補者を被保険者として会社役員賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては取締役会の承認及び監査役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
8. 上記監査役候補者の所有する当社の株式数は、2021年5月13日現在のものであります。

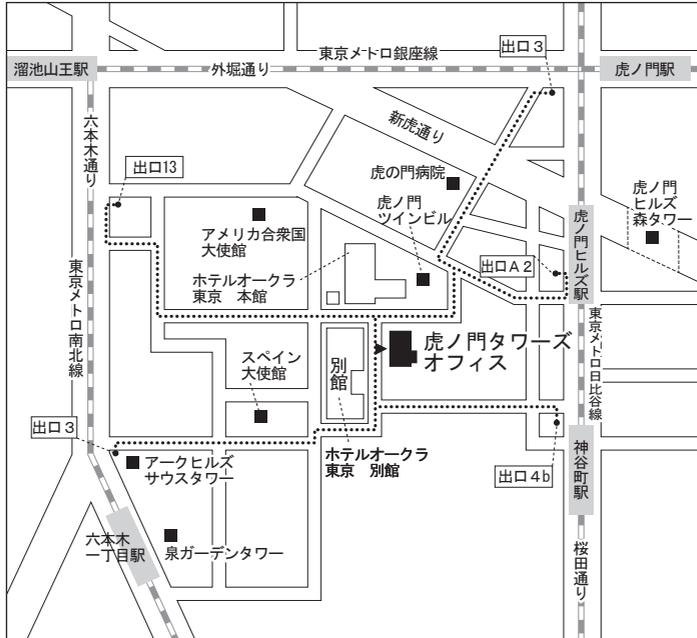
以 上

株主総会会場案内図

東京都港区虎ノ門四丁目1-28

虎ノ門タワーズオフィス6階
カンファレンスルーム
「Room No7」

電話 (03) 5777-5645 (代)



[交通のご案内]

- 地下鉄日比谷線神谷町駅（メトロシティ神谷町方面出口）より徒歩5分
- 地下鉄南北線六本木一丁目駅（3番出口）より徒歩6分
- 地下鉄南北線・銀座線溜池山王駅（13番出口）より徒歩7分
- 地下鉄銀座線虎ノ門駅（3番出口）より徒歩10分

本総会においてはお土産の配布はいたしません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。